

令和8年度観光情報デジタル化推進事業
企画提案仕様書

本公募は令和8年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるもので、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1. 事業目的

観光地等の混雑状況を観光快適度マップとして見える化とともに、各地域の観光ガイドマップ等の集約・デジタル化を推進することにより、快適な沖縄観光や観光客の利便性向上を図る。また、沖縄観光に関する統計データ等をデジタル化することにより、観光客のニーズに即した質の高いサービス提供を推進する。

2. 事業概要

沖縄観光快適 Navi「おきめぐり」Web サイト(URL:<https://okimeguri.com/>)の運用・管理・保守、コンテンツやデータの更新、サイトの周知・広報等の業務を実施する。

① 観光地等の混雑状況の見える化

観光快適度マップとして、人流データ等を活用して地域の混雑状況を見える化するとともに、イベント等の情報をカレンダー形式で整理

② 観光ガイドマップ等の集約・デジタル化

市町村や観光協会等が紙や PDF 形式等で作成している観光ガイドマップ等をカタログ化するとともに、沖縄でしか味わうことのできない自然・歴史・文化等のストーリーマップ

③ 観光統計データの見える化

入域観光客数、宿泊施設、観光消費額、来訪目的、満足度等の各種統計データを可視化(グラフ化)

3. 委託業務

委託業務は、下記の(1)～(5)の業務とする。受託者は、県の求めに応じて進捗状況を報告し、本業務終了後は実施報告書等を作成して県へ提出する。なお、本業務を実施するにあたり、再委託の必要がある場合は、その旨企画提案書の【様式5 執行体制】に記載すること。

(1) 観光地等の混雑状況の見える化

① Web サイトコンテンツの概要

ア GPS位置情報データ(人流データ)をもとに地域の混雑状況を「観光快適度マップ」として可視化することで、観光客が旅マエや旅ナカに混雑を回避した観光ルートや行程を計画できるようにするほか、時期・時間・場所の分散化を促す。

イ 「観光快適度マップ」については掲載エリアの混雑状況を5段階で表示。

ウ 混雑状況については、AI を活用し、過去の人流データやイベント等の開催状況を学習させ、人流予測のアルゴリズムを構築(2ヵ月程度先までの予測モデルを整備)。

- エ 県関係課、市町村等からイベント、MICE 開催状況、クルーズ寄港状況等の情報を収集し、需要予測が可能な「先読みカレンダー」を作成。
- オ 「先読みカレンダー」については、県関係課、市町村等から情報収集し、以下の項目をカレンダー形式で整備。

掲載項目
休日・旧暦
イベント(参加人数等含む)
MICE 開催予定(参加人数等含む)
グルーズ寄港予定

② 業務内容

- ア 「観光快適度マップ」の混雑予測モデルについては、人流データ以外の補完データ(気象データや交通情報、イベント情報など)を充実させるとともに、混雑状況を表示している観光地周辺エリアの観光施設等からの要望等に応じてチューニングし、混雑予測精度の向上に努めること。
- イ 「先読みカレンダー」については、県関係課、市町村等から掲載情報を収集し、データの更新を行うこと。
- ウ イベント情報については、WebAPI を活用し、情報収集の効率化を図ること。

(2) 観光ガイドマップ等の集約・ストーリーマップの整備

① Web サイトコンテンツの概要

- ア GIS 等のデジタル技術を活用し、沖縄が持つ独自の自然環境、文化・伝統・芸能、空手・スポーツ等を紙媒体では表現できない動画等をストーリーマップとして構築。
- イ 市町村や観光協会等が紙媒体や PDF 等で作成されている観光ガイドマップ等を集約し、マップ形式で検索できる環境(カタログサイト)を構築することにより、観光客の情報アクセスへの利便性向上を図る。

② 業務内容

- ア 市町村や観光協会等観光ガイドマップの発行主体からの求め等に応じて、観光ガイドマップの更新、新規の観光ガイドマップの掲載等を行うこと。
- イ ストーリーマップについて、「5. 経費限度額」の範囲内で可能な場合は、既存動画等の活用を含めた新規の動画作成、観光スポットの追加等を行うこと。
- ウ ストーリーマップに係る既存の動画等の活用にあたっては、著作権等の権利関係に留意のうえ、制作者の利用許諾等を得ること。
- エ ストーリーマップ及びガイドマップ等のカタログサイトについては、GIS や GPS と連動させるなど、デジタル技術を活用すること。

(3) 観光統計データの見える化

① Web サイトコンテンツの概要

- ア 沖縄観光に関する各種統計データを整理・統合し、BI ツールを活用して可視化することに

より、変化する観光客の嗜好をタイムリーに捉え、観光施策、質の高い観光サービスの提供を推進する。

イ 収集・データベース化した統計データについて、BI ツールを活用して表やグラフ等で可視化し、Web サイトで公開。

ウ 取り扱う観光統計データについては以下のとおり。

項目	統計名
入域観光客数	入域観光客数に関する統計
宿泊施設に関する動向	宿泊施設に関する統計
国内観光客に関する動向	観光統計実態調査
外国人観光客に関する動向	外国人観光客実態調査
観光収入(消費額)・人泊数	観光統計実態調査
修学旅行に関する動向	修学旅行に関する統計
その他(リゾートウェディング、MICE、労働など)	リゾートウェディングに関する統計、沖縄 MICE 開催実態調査、沖縄県「毎月勤労統計調査地方調査」

② 業務内容

ア 掲載している統計データを最新の状態に更新とともに、必要に応じて改修等を実施すること。また、県からの求め等に応じて、新規の観光統計データの追加、ダッシュボードの構築を行うこと。なお、追加した観光統計データの表やグラフ等については、CSV や PDF 等でダウンロードが可能な設計にすること。

イ 公開データに関しては Web ページに組み込み、非公開データに関しては、県庁内でデータの管理・分析が行えるよう、公開・非公開データともにダッシュボードを構築すること。

ウ 観光統計データ以外にもサイトの閲覧状況や観光快適度マップで収集する人流データについても可視化できるようにすること。

(4) Web サイトの運用・管理・保守

① Web サイトの概要

ア 名称:「おきめぐり」(別紙1参照)

イ システム構成図(別紙2参照)

ウ ER 図(別紙3参照)

エ 画面遷移図フロント・管理画面(別紙4・5参照)

② 業務内容

ア Web サイトの運用・管理・保守を実施し、サイトに不具合等が発生した場合は適切に対応すること。また、Web サイトについては、PCのみならず、スマートフォンで閲覧した場合にレイアウトやデザインの崩れ等がない状態を維持すること。

イ Web サイトの各ページのPV(ページビュー)数、UU(ユニークユーザー)数、離脱ページ、観光統計データの CSV や PDF 等のダウンロード件数等を把握・分析できるようにすること。

- ウ Web サイトのシステム構成図、ER 図、画面遷移図、観光統計データの更新マニュアル等について、最新の状態に更新すること。
- エ Web サイトに関する外部からの問合せ等に対応すること。
- オ Web サイト利用者にアンケートを実施し、利用者の満足度を上記(1)～(3)のコンテンツ毎に計測できること。また、上記(3)の観光統計データの見える化サービス利用者に対しては、別途ヒアリング等を実施し、当該サービスを活用して観光客に対する既存サービスの見直しや新たなサービスの提供、観光プラン造成等の状況を把握するとともに必要に応じて web サイトの改善に反映させること。

(5) Web サイトの周知・広報

- ① 観光客に対して、Web サイトの周知・広報活動を実施する(例:SNS やインフルエンサー、モニター等の活用、観光関係の展示会やイベント等の活用)
- ② 市町村や観光関連団体・事業者等に当該 Web サイトを周知するとともに、必要に応じて意見交換を実施し、改善点・要望等をサイトに反映すること。

4. 提案すべき事項等

上記3(1)～(5)の具体的な内容について企画提案すること。なお、提案にあたっては、以下の事項に留意のうえ提案すること。

※提案事項は【様式4 応募様式】を確認すること。

- (1) 3(1)の「観光快適度マップ」について、補完データの活用など、混雑予測精度の向上に向けた取組を企画提案すること。
- (2) 3(2)のストーリーマップについて、新規動画撮影等を検討している場合は、その内容を企画提案すること。
- (3) 3(3)の観光統計データの見える化について、新規の観光統計データの追加やダッシュボード化がどの程度可能か企画提案すること。
- (4) 3(4)の Web サイトの運用・管理・保守、問い合わせ対応やデータの更新等の執行体制について、様式5「調査委託事業の執行体制」に明記すること。
- (5) 3(5)について、観光客向けの周知・広報手段として、効果的だと考える方法を企画提案すること。
- (6) 3(1)～(5)に記載の業務内容を基本とするが、「5. 経費限度額」の範囲内で本事業の目的を達成するために効果的だと見込まれる業務を追加提案することも可能とする。なお、追加提案する場合は、その経緯、理由等を記載すること。また、独自の財源で Web サイトの機能を強化することや、自走化に向けた取組に関する提案がある場合は、その提案内容を記載すること。

5. 経費限度額

令和8年度提案額は 9,981 千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む) 以内とする。

※企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

※経費提案についての注意事項は【様式7】を確認すること。

※再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者(共同企業体構成員を含む)が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるた

めに必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注(請負契約)に必要な経費も対象とする。

6. 実施期間

契約締結の日から令和9年3月 31 日

7. 成果品の提出

本委託業務の受託者は、下記の成果品を契約期間内に提出するものとする。

- (1) 概要報告書(電子ファイル) 一式
- (2) 報告書(電子ファイル) 一式
- (3) Web サイトのコンテンツデータ 一式

8. 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に契約額の範囲内で、業務実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、実績報告書を提出すること。
- (2) 委託料の支払については、委託業務に係る経費の支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類(領収書など)を沖縄県が検査し、精算額として確定させた上で支払うものであること。
- (3) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務にかかる経費の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理保管しておくこと。
- (5) 委託料の支払いについては、精算払いを原則とし、必要に応じて概算払いに応じるものであること。ただし、概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請求計画書(任意様式)を作成し、契約締結までに県に提示すること。
- (6) 委託業務の実施にあたって、財産の取得は認めない。

9. 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務(以下、「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・契約金額の50 %を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲及び再委託の承認

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○再委託により履行する部分

(第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務範囲)

- ・契約金額の50%を超えない業務
 - ・動画撮影やBGM制作に関する業務
- (うち、その他、簡易な業務)
- ・資料の収集・整理
 - ・複写・印刷・製本
 - ・原稿・データの入力及び集計
 - ・その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

※ 事業を実施するにあたり、他団体と連携を図り、再委託の必要がある場合は、その旨企画提案書の【様式5 執行体制】に記載すること。

10.その他

- (1) 本事業において作成されるデータ及び報告書等の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (2) 沖縄県と受託者は、本事業が円滑に行われるよう連携を密にし、適宜調整を図りながら実施する。
- (3) 本仕様書記載の委託業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。また、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は沖縄県観光政策課と協議すること。